

座間市教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 開会日時 令和 2 年 6 月 1 0 日（水） 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 座間市役所 5 階 5 - 1 会議室
- 3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 鈴木 義範 教育委員 天野 久美
 教育委員 小井田 由美子 教育委員 馬場 悠男
- 4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 福田 進
 教育指導課長 小川 雅嗣 教育研究所長 江崎 厚史
 生涯学習課長 松崎 佳子 図書館長 飯田 京子
- 5 書 記 古川 武夫 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	3 3	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認
2	3 4	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者	結果
1	6	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

教育長 ただいまより、6 月定例教育委員会を開会いたします。
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 それでは、会期は 6 月 1 0 日今日一日といたします。
 次に、教育委員会会議規則第 2 1 条第 2 項の規定により、会議録署名委員に天野委員と馬場委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
 続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過報告として、いくつかの行事についてはその詳細をお伝えいたします。

<教育長報告>

教育長 5月13日(水)定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、天野委員、馬場委員出席です。

5月15日(金)教育長、教育部長、学校教育課長、子ども未来部長の4名で、相模が丘小学校の児童ホーム視察を行いました。午前中、学校がかかわれている子ども達、ということです。受付の状況、そしてクラスの様子等を視察いたしました。

5月18日(月)政策会議、教育長出席です。

5月22日(金)第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議、教育長出席です。

5月25日(月)臨時校長会議、教育長出席です。

5月25日(月)交通安全反射材寄贈式、教育長出席です。

5月26日(火)市スポーツ・文化振興財団定時評議員会、教育長出席です。

5月26日(火)市長定例記者会見、教育長出席です。

5月26日(火)第16回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

5月29日(金)市議会第2回定例会開会・総括質疑、教育長出席です。

6月2日(火)学校視察(栗原中学校)、教育長出席です。

6月3日(水)学校視察(座間小学校)、教育長出席です。

6月5日(金)市議会第2回定例会一般質問、教育長出席です。

6月8日(月)市議会第2回定例会一般質問、教育長出席です。

6月9日(火)市議会第2回定例会一般質問、教育長出席です。

以上です。ただいまの経過報告について、ご意見、ご質問等ございますか。

教育長 ご質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、議案の審議に移ります。

それでは、議案第33号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料4ページをご覧ください。議案第33号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙の教育関係予算案に関し、異議の無い旨を申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。提案理由につきましては、令和2年度座間市一般会計補正予算について

提案するものでございます。

まず、歳入についてご説明します。資料5ページをご覧ください。款15国庫支出金、項02国庫補助金、目06教育費国庫補助金、節02小学校費補助金の補正額1億8,855万円の増額は、「GIGAスクール構想」の早期実現のため、4,190台の端末を整備するにあたり、国が創設した公立学校情報機器整備費補助金の歳入を計上したものです。

節03中学校費補助金の補正額9,099万円の増額は、小学校費同様、「GIGAスクール構想」の早期実現のため、2,022台の端末を整備するにあたり、公立学校情報機器整備費補助金の歳入を計上したものです。

続きまして、款21諸収入、項04雑入、目02雑入、節07教育費雑入の補正額258万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴い国が創設した、学校臨時休業対策費補助金の歳入を計上したものです。臨時休業により小学校給食を中止したことに伴い、発注を取消することができなかった食材費等、344万2,000円の経費が生じており、通常は保護者にご負担いただくところですが、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業という理由に鑑み、当該経費は市で負担することとしております。その4分の3に相当する経費のうち、千円未満の端数を切捨てた258万1,000円が、学校臨時休業対策費補助金として交付されるため、歳入に計上いたしました。

次に、歳出についてご説明します。6ページをご覧ください。款10教育費、項01教育総務費、目04教育指導費、節19扶助費の補正額5万9,000円の増額は、歳入で説明させていただいた小学校給食を中止したことに伴う経費の対象外である特別支援教育就学奨励費受給者に対する経費です。

項02小学校費、目02給食費、節18負担金、補助及び交付金の補正額344万2,000円の増額は、歳入で説明させていただいた、小学校給食を中止したことに伴う経費です。

目03教育振興費、節10需用費の補正額47万円の増額は、1人1台端末の整備にあたり、教室内での端末使用に必要な消耗品を購入するための予算措置です。

節11役務費の補正額65万円の増額は、「GIGAスクール構想」の早期実現のため、学校のインターネット回線を高速大容量化するための予算措置です。

節12委託料の補正額23万8,000円の増額は、1人1台端末の整備にあたり、各教室内で端末を充電するためのスタンドを作成するための予算措置です。

節13使用料及び賃借料の補正額332万6,000円の減額は、特別支援学級用タブレット端末163台の整備を、新規事業である小学校パソコン機器導入推進事業費(新型コロナウイルス感染症緊急対策)に移管したこと等による減額です。これは、より確実に端末を確保するため、調達方法を県単位の共同調達に変更したことにより、

スケールメリットを活かし、事業費の削減が可能となったものです。

節17備品購入費の補正額2億5,269万6,000円の増額は、国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金を活用し、小学校児童への1人1台端末を早期に整備するため、5,320台の端末を購入するための予算措置です。

節19扶助費の補正額46万4,000円の増額は、歳入で説明させていただいた小学校給食を中止したことに伴う経費の対象外である就学援助受給者に対する経費です。

続きまして、7ページをご覧ください。款10教育費、項03中学校費、目02教育振興費、節10需用費の補正額79万2,000円の増額は、小学校費同様、教室内での端末使用に必要な消耗品を購入するための予算措置です。

節11役務費の補正額35万5,000円の増額は、小学校費同様、「GIGAスクール構想」の早期実現のため、学校のインターネット回線を高速大容量化するための予算措置です。

節12委託料の補正額10万円の増額は、小学校費同様、各教室内で端末を充電するためのスタンドを作成するための予算措置です。

節13使用料及び賃借料の補正額235万6,000円の減額は、特別支援学級用タブレット端末73台の整備を、新規事業である中学校パソコン機器導入推進事業費（新型コロナウイルス感染症緊急対策）に移管したこと等による減額です。これは、小学校費同様、より確実に端末を確保するため、調達方法を変更したことにより、事業費の削減が可能となったものです。

節17備品購入費の補正額1億2,288万8,000円の増額は、小学校費同様、国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金を活用し、中学校生徒への1人1台端末を早期に整備するため、2,587台の端末を購入するための予算措置です。

最後に、債務負担行為補正についてご説明します。8ページをご覧ください。款10教育費、項02小学校費、目03教育振興費、節13使用料及び賃借料の2,518万8,000円の減額及び項03中学校費、目02教育振興費、節13使用料及び賃借料の1,784万3,000円の減額は、歳出補正予算でご説明したとおり、より確実に端末を確保するため、調達方法を県単位の共同調達に変更したことにより、事業費の削減が可能となったことによるものです。なお、本件は賃貸借から購入への切替えでございます。新たな債務負担行為は発生しません。議案第33号の説明は以上です。

教育長

ありがとうございました。少し時間をとりますので、資料を見ていただいて、何かご質問がありましたら、ぜひどうぞ。

教育長 それでは改めてお伺いいたしますが、ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。

教育長 ご質問等もないようですので、議案第33号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議等無いようですので、議案第33号「教育関係予算案に関する意見の申出について」は承認いたします。

 お諮りします。議案第34号「座間市教育委員会職員の人事について」及び報告第6号「県費負担教職員の任用について」は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認め、議案第34号及び報告第6号は、非公開といたします。

(議案第34号「座間市教育委員会職員の人事について」及び報告第6号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

教育長 本日の案件は以上です。
 その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

松崎課長 生涯学習課から3点報告がございます。

 まず、「おはなしぐるーぷ さくらんぼ」が、子供の読書活動優秀実践校の文部科学大臣表彰を受賞したことについて報告いたします。この表彰は、毎年4月23日の「子ども読書の日」に、子供の読書を推進する活動において、全国各地の特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、団体、個人に対し、大臣表彰を行うものです。今年度は、主に座間市公民館で活動をしている「おはなしぐるーぷ さくらんぼ」が受賞いたしました。「おはなしぐるーぷ さくらんぼ」は、昭和58年4月から30年以上の長きに渡り、公民館図書室において読み聞かせ会を毎週継続的に開催し、地域における読書の普及、地域コミュニティの醸成に寄与されました。また、公民館に留まらず、市内小学校や養護学校での読み聞かせ会や、市立図書館での様々な活動に係る等、その幅広い実績は多くの市民から高く評価されています。このような活動実績が認められ、この度、文部科学大臣表彰を受賞いたしました。

次に、お手元に提出いたしました、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団の経営状況を説明する書類についてです。この書類は、平成28年座間市議会第2回定例会までは、普通公共団体が出資している法人として、議会で報告をしていたところですが、地方自治法第243条の3第2項では「議会に提出」となっていることから、翌年の座間市議会からは報告案件とせず、当該書類の提出へ変更となりました。議会での報告案件としていたことから、教育委員会においても昨年度までは報告案件としていましたが、今後は同様の取扱いとさせていただくことにいたしましたので、どうぞご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う社会教育施設の運営状況についてです。まず、市公民館、北地区文化センター、東地区文化センターについてです。部屋の貸出等の施設利用は6月30日まで中止としているところですが、図書室は、6月2日からリクエスト本受取と返却のみを再開いたしました。現在は、7月1日以降の再開に向けて、感染症拡大防止の使用条件等を整理しているところです。また、市民文化会館の再開については、収容人数等の制限はございますが、大ホール、小ホールは7月15日から、他の施設は6月15日からの再開となります。以上です。

教育長 ありがとうございました。他にございますか。

飯田館長 図書館の限定開館について、ご報告いたします。図書館は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時閉館しておりましたが、緊急事態宣言の解除を受け、6月2日（火）より、利用に制限を設けて開館いたしました。この限定開館の期間は6月30日（火）までを予定しております。現在利用できるサービスは、返却と、予約した図書、雑誌、映像資料の受取りのみとしております。また、新規の利用登録、インターネット及び電話での予約も受付をしております。一方で、玄関ホールより奥への立ち入りは制限し、館内にある図書、雑誌、新聞の閲覧、レファレンスサービス、インターネット端末やコピー機の利用、2階の研修読書室等の利用は中止しております。開館時間は、平日、土曜、日曜いずれも午前9時から午後5時までとして、平日午後7時までの延長業務は行っておりません。限定開館後1週間の貸出冊数は、6日間で5,568冊、一日平均928冊です。

移動図書館につきましては、小学校への巡回は9月以降を予定しており、各小学校と日程を調整しながら再開してまいります。地域のポイントにつきましては、図書館の限定開館期間中は、予約した図書等の貸出のみの利用に制限しております。

また、イベントにつきましては、図書館主催の講座、おはなし会等全て中止といたしました。以上です。

教育長 ありがとうございました。他にございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和2年7月21日（火）午前9時30分から5階5－1会議室で開催します。

以上で6月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

（午前9時57分閉会）